

# 青森県ホームヘルパー連絡協議会会則

施行	平成 5年	2月27日
全面改正	平成 5年	4月 1日
一部改正	平成 6年	5月24日
〃	平成10年	6月10日
〃	平成11年	6月 3日
〃	平成12年	5月28日
〃	平成17年	4月23日

## 第1章 総 則

### 【名 称】

第1条 この会は、青森県ホームヘルパー連絡協議会（以下、「本会」という。）という。

### 【事務所】

第2条 本会の事務所は、青森市中央三丁目20番30号、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）内に置く。

### 【目 的】

第3条 本会は、青森県内に勤務するホームヘルパーの使命の重大さに鑑み、ホームヘルプ事業の発展向上を期するとともに、全県的な相互の連絡調整と資質の向上、情報交換、親睦を図り、もって高齢者、身体障害者及び心身障害児（者）の在宅福祉事業の推進と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 【事 業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ホームヘルプ活動に関する調査、研究
- (2) ホームヘルパーに対する研修・研究集会・講座等の開催
- (3) ホームヘルパーの業務に関する資料・情報の収集・提供
- (4) 関係機関・関係団体との連絡調整・提携
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会員及び組織

### 【会 員】

第5条 本会の会員は、ホームヘルパー及び福祉業務に携わる方で、第3条の目的に賛同するものを会員とする。

## 【会 費】

- 第6条 会員は、別に定める会費規程により会費を納入しなければならない。
- 2 会員が退会した場合は、すでに納入した会費は返還しないものとする。

## 【組 織】

- 第7条 本会は、会員をもって組織する。
- 2 本会は、会員による自主的、自発的な活動を展開するため、地区協議会を設けることとする。
- (1) 地区協議会は、本会と充分連携をとって事業の推進をはかるものとする。
- (2) 地区は、5地区とし、構成は別表のとおりとする。
- (3) 本会は、地区協議会の活動を育成するために、活動推進費を助成する。
- (4) 前項の活動推進に係る助成要綱については、別に定める。
- (5) 各地区協議会においては、別に規約を定めることとする。

## 第3章 役 員

## 【定 数】

- 第8条 本会に、次の役員を置く。
- 2 会長1名、副会長2名
- 3 理事15名以内（会長、副会長を含む）
- 4 監事2名

## 【選 任】

- 第9条 会長、副会長、理事及び監事は総会において選出する。

## 【職 務】

- 第10条 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、あらかじめ会長の指名した順の副会長がその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し総会の議決した業務を執行する。
- 4 監事は、本会の事業及び会計を監査し、総会において報告する。

## 【理事会】

- 第11条 理事会は次の業務を執行する。
- (1) 事業計画の立案及び予算の執行に関する事項
- (2) 総会に附議する事項
- (3) 総会の議決で委任された事項
- (4) その他、会長が附議した事項

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長があたる。
- 4 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければその議事を議決することができない。理事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、代理者にその権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。

#### 【任期及び補充】

- 第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。又、任期満了後でも、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

#### 【委員会】

- 第13条 本会の目的を達成する調査・研究及び事業を円滑に運営する必要があるときは、理事会の承認を得て委員会を設置することができる。
- 2 委員会に関する事項は別に定める。

## 第4章 総 会

#### 【総 会】

- 第14条 総会は、会員をもって構成し、年1回の定例総会とする。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は、会長がこれを招集する。
  - 3 総会の議長は、その都度、会員の互選で定める。
  - 4 総会は、次の事項を議決する。
    - (1) 事業計画及び予算に関する事項
    - (2) 事業報告及び決算に関する事項
    - (3) 諸規程の制定、改廃に関する事項
    - (4) その他、理事会で必要と認めた事項
  - 5 総会は、会員の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
  - 6 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について代理者にその権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。
  - 7 特別の事情がある場合に限り、会長は文書をもって意見をもとめ、総会に代えることができる。

## 第5章 会計及び事務局

#### 【会 計】

- 第15条 本会の経費は、会費、補助金、委託金、助成金、配分金等、その他の収入をもってあてる。
- 2 本会に特別会計を設けることができる。

【会計年度】

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【事務局】

第17条 本会の事務を処理するため、県社協内に事務局を設け、必要に応じて職員を置くことができる。

【旅費】

第18条 役員等の旅費に関する規程は、別に定める。

第6章 会則の変更

【会則の変更】

第19条 本会の会則は、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、総会においても会員の過半数の承認を得なければこれを変更することができないものとする。

第7章 補則

【全ホ協との共同】

第20条 本会は、全国社会福祉協議会・全国ホームヘルパー協議会（以下、「全社協・全ホ協」という。）の支部的性格をもち、共同で事業の推進をはかるものとする。

2 全社協・全ホ協の協議員は、本会会長をもってあてる。

【施行規程】

第21条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成17年4月23日から施行する。

別 表

地区名	地 域	
青森地区	青森市、むつ市、東郡（4町村）、下北郡（4町村）	10市町村
津軽地区	弘前市、黒石市、平川市、中郡（1村）、南郡（3町村）	7市町村
西北五地区	五所川原市、つがる市、西郡（2町村）、北郡（3町村）	7市町村
上十三地区	十和田市、三沢市、上北郡（7町村）	9市町村
三八地区	八戸市、三戸郡（6町村）	7市町村
計	5地区	（40市町村）

## 青森県ホームヘルパー連絡協議会会費規程

設 置 平成 5 年 2 月 2 7 日

### 【趣 旨】

第 1 条 この規程は、本会会則第 6 条第 1 項に規定する会費の金額及び納入等について定めるものとする。

### 【会 費】

第 2 条 会費は、年会費として 1 事業所 5, 0 0 0 円 + 1 人につき 2, 0 0 0 円とする。  
2 会則第 5 条に基づき、福祉業務に携わる個人での加入も会員とする。年会費 7, 0 0 0 円とする。

### 【納入等】

第 3 条 会費の納入については、原則として毎年 6 月末までに送金するものとする。ただし、7 月以降の入会者については、加入申込みのあった月の翌月末までに送金するものとする。

### 附 則

- 1 この規程は平成 5 年 2 月 2 7 日に議決設置され、平成 5 年 4 月 1 日より施行するものとする。
- 2 この規程は平成 8 年 5 月 1 6 日に一部改正し、平成 9 年 4 月 1 日より施行するものとする。
- 3 この規程は平成 2 0 年 4 月 2 9 日に一部改正し、平成 2 0 年 4 月 1 日より施行するものとする。
- 4 この規程は平成 2 4 年 5 月 1 5 日に一部改正し、同日から施行するものとする。

## 青森県ホームヘルパー連絡協議会旅費規程

### 【趣 旨】

第1条 この規程は、青森県ホームヘルパー連絡協議会（以下「県協議会」という）  
会則第18条に基づき、公務のため旅行する県協議会役員、委員会委員及び講師並びに事務局職員が、県内外の会議、研修等に出席する場合の旅費に関して定める。

### 【旅費支出対象】

第2条 旅行支出の対象となる会議等は、次に掲げるものとする。

- (1) 正副会長会議、理事会、監査会
- (2) 委員会
- (3) 中央及び東北ブロック主催の会議及び研修会
- (4) その他、会長が必要と認める会議または用務

### 【旅費等】

第3条 旅費のうち、鉄道費、船賃、車賃、宿泊料は別表により支給する。

### 附 則

- 1 この規程は平成6年5月24日に設置し、同日より施行する。

### 別表

鉄道賃、船賃については

- (1) 普通旅客運賃
- (2) 片道50キロメートル以上 特別急行料金
- (3) 新幹線の利用が必要な場合は、新幹線の特別急行料金

区 分	車 賃 (1kmにつき)	宿泊料 (一夜につき)	
		県 外	県 内
講 師	37円	13,100円	11,800円
役・職員	37円	10,900円	9,800円

## 青森県ホームヘルパー連絡協議会表彰規程

### 【趣 旨】

第1条 この規程は、青森県ホームヘルパー連絡協議会（以下「県協議会」という。）が表彰及び感謝を行う場合に適用する。

### 【表彰の対象】

第2条 表彰は、次の各号に該当するものを対象とする。

- (1) 県協議会会員で、ホームヘルパーとして勤続10年以上で、ホームヘルプ活動や県協議会の運営に功績顕著な個人とする。
- (2) 表彰となる団体は、県協議会会員で県内地区協議会単位でホームヘルプ活動の充実へ向け、先駆的、開拓的事業を実施した団体とする。

### 【表彰の除外】

第3条 前条に規定する表彰の対象のうち、既に次の各号の一に該当するものはこれを除外する。

- (1) 社会福祉関係で褒章または叙勲をうけたもの
- (2) 社会福祉関係功労者として厚生労働大臣表彰または全国社会福祉協議会会長表彰を受けたもの
- (3) 社会福祉関係功労者として青森県知事表彰または青森県社会福祉大会長表彰を受けたもの

### 【感謝の対象】

第4条 感謝の対象は県協議会の運営に特段の貢献をした個人または団体とする。

### 【表彰の方法】

第5条 この規程による表彰及び感謝は、県協議会会長名の表彰状及び感謝状を贈呈して行うものとする。

### 【表彰の時期】

第6条 表彰及び感謝は、原則として定例総会の席上で行うものとする。ただし、都合によりこの総会において行うことができない場合には、適当な時期に行うものとする。

### 【候補者の推薦】

第7条 表彰候補者及び感謝候補者の推薦は、県協議会会員が所属する長をもって、また団体については地区協議会がとりまとめ、それぞれ毎年3月末日までに第2条に該当する被表彰候補個人または団体を県協議会会長あてに推薦する。

2 推薦調書の様式は別に定める。

【表彰審査委員会】

第8条 表彰及び感謝の決定は、県協議会正副会長及び代表監事をもって構成する審査委員会において行うものとする。

2 委員は県協議会会長が委嘱する。

【死亡した者の表彰】

第9条 表彰または感謝の対象者が表彰前に死亡した時は、生前の日付にさかのぼって表彰または感謝することができる。

【その他】

第10条 第2条の規程にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、審査委員会に諮り特別表彰を行うことができる。

- (1) 県協議会会員であり、勤続10年以上で、表彰当該年度の前年度中に退職したもの
- (2) その他、会長が必要と認めたもの

附 則

- 1 この規程は、平成6年5月24日から施行する。
- 2 この規程は、平成14年5月21日に一部改正し、同日から施行する。
- 3 この規程は、平成24年5月15日に一部改正し、同日から施行する。
- 4 この規定は、平成25年5月27日に一部改正し、同日から施行する。



( 様 式 )

平成 年 月 日

### 青森県ホームヘルパー連絡協議会表彰推薦調書

推薦順位 第 \_\_\_\_\_ 位

推薦者 事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

ふりがな				生年月日	昭和 年 月 日
氏名					(満 歳)
性別	男 ・ 女		現在の役職名		
推薦の区分		表彰		感謝	
ホームヘルパーとしての経歴	就職年月日		退職年月日		在職期間
	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日	年 か月		
	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日	年 か月		
	昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日	年 か月		
	通算 年 か月				
被表彰歴	昭・平 年 月 日		表彰		
	昭・平 年 月 日		表彰		
〔功績の概要〕					

※1 年齢、在職期間は4月1日を基準にしてください

2 性別、推薦種別については該当するものを○で囲んでください。被表彰歴については受表彰した期日と内容を記載してください。

## 青森県ホームヘルパー連絡協議会地区協議会活動推進助成要綱

- 1 設 置        この要綱は、青森県ホームヘルパー連絡協議会（以下「県協議会」という。）会則第7条第2項第4号に基づいて、地区協議会の活動を育成するための費用助成について必要な事項を定める。
- 2 趣 旨        県協議会は、会員が各地区協議会を組織し、自主的、自発的な活動を展開する中で、資質の向上を図るとともに、会員相互の親睦を深めることを支援するために、その費用の一部を助成する。
- 3 助 成        (1) 助成金は、地区協議会活動推進助成金とする。  
(2) 金額は、1地区あたり 50,000円と会員数に 200円を乗じた合算額とする。
- 4 申 請        地区協議会は、申請書（様式1-①）に活動実施計画書（様式1-②）及び請求書（様式1-③）を添えて、毎年12月末日までに県協議会会長に申請する。
- 5 交 付        県協議会会長は、申請書類を受理後、速やかに助成金を交付する。
- 6 報 告        地区協議会は、毎年度終了後4月末日までに、活動実施報告書（様式2-①）及び経理精算書（様式2-②）を県協議会会長に提出する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成14年4月23日に一部改正し、同日から適用する。
- 3 この要綱は、平成16年4月16日に一部改正し、同日から適用する。
- 4 この要綱は、平成23年2月25日に一部改正し、同日から適用する。
- 5 この要綱は、平成25年4月18日に一部改正し、同日から適用する。
- 6 この要綱は、平成25年7月16日に一部改正し、同日から適用する。